

第3章 事例紹介

第3章では、多頭飼育問題の対応について、予防・発見に関する取組事例と、事態が収束した発見後対応の事例を紹介します。地方自治体の動物愛護管理部局等へのヒアリングに基づいて、動物愛護管理部局、社会福祉部局をはじめとする多様な主体が連携して対応した事例を取り上げました。

1. 予防・発見に関する取組事例

(1) 滋賀県・甲賀市

① 「こうが人福祉・動物福祉協働会議」について

「こうが人福祉・動物福祉協働会議」は、平成30年4月から活動を始めた官民連携の緩やかな会議体です。滋賀県の動物愛護推進員の一人が関係機関に呼びかけたことをきっかけに、行政と民間双方の動物愛護管理関係者と社会福祉関係者が集まり、多頭飼育問題をはじめとする人と動物の問題について定期的に情報共有を行っています。甲賀市の生活環境課、医療福祉政策課、障がい福祉課及び甲賀市甲南地域包括支援センター、並びに滋賀県の動物保護管理センター、動物愛護推進員及び動物愛護ボランティア等が参画しています。また、多頭飼育問題を地域の問題の一つとしてとらえ、人と動物の両方にアプローチすることが重要という共通認識と、「それぞれの得意分野を持ち寄る」、「他者を責めない」という方針のもと、普及啓発等の活動を実施しています。

② 事案を早期に予防・発見するための工夫

a. チラシ「ぼくたちのこと、もっと知ってニャ〜」

こうが人福祉・動物福祉協働会議では、広く普及啓発を行うことによってリスクを減らす「ポピュレーションアプローチ」の一環として、猫を飼うときの注意点をわかりやすく紹介するチラシ「ぼくたちのこと、もっと知ってニャ〜」を作成しました。猫の多頭飼育問題事例が多いことから、猫の繁殖能力の高さや不妊去勢手術の重要性、猫を飼育するために必要な費用について、猫の生態を知らない社会福祉関係者や一般市民、飼い主に伝えることを目的としています。

本チラシには、効果的に情報を伝えるための様々な工夫がされています。一目でわかるチラシ形式としたほか、情報の受け手となるターゲットを設定して1枚のチラシのテーマは1つに絞り込み、相手のニーズに応じて渡せるようになっています。また、写真やイラストの使用、SNSのような会話形式のレイアウト、地域の話し言葉の使用、漢字とひらがなのバランスへの配慮等により、受け手に伝わりやすいデザインとなっています。

チラシは、「どんどん増えるで編」「産ませて大丈夫？編」「不妊去勢手術のススメ（問題行動への対処）編」「お金かかるで編」の4種類が作成されています。

ぼくたちのこと、もっと知ってニャ〜

どんどん増えるで編



ひと組のオスとメスがいるとどのくらいのスピードで増えるか知ってるかニャ?

えーっと、1年に3〜4回、1回に4〜8頭産むから〜。

1年後、20頭以上。2年後、80頭以上。3年後、200頭以上。

1年後 2年後 3年後

え〜!えげつニャ〜!

いくらネコ同士でも、こんなにいっぱいとは暮らしていけないニャ〜。

だニャ!こうならないためには、不妊去勢手術しかないニャ!

手術には、病気の予防やストレスを減らす効果もあるニャ!

増えすぎてネコも人もこまるくらいなら、手術を受けたいニャ!きれいな場所で、大好きな飼い主さんとずっと楽しく安心して過ごしたいからニャ!

出典：環境省リーフレット「もっと知りたい?」を加工して作成。

ネコのことをもっと詳しくお知りになりたい方は **0748-75-1911** 滋賀県動物保護管理センターに聞いてみてね!

編集・デザイン：こうが入福祉・動物福祉 協働会議

どんどん増えるで編

ぼくたちのこと、もっと知ってニャ〜

お金かかるで編



わたしたちを飼ったら、どれくらいのお金がかかるか知ってるかニャ?

えーっと、エサと、トイレ用の砂と、あとかな〜?

そんだけとちがうニャ。

定期的なワクチン接種、不妊去勢手術、病気の予防と治療なんかで、だいたい1年9万円、一生で200万円くらいかかるっていわれてるニャ。

えっ、マジ!

ほんなら、2頭飼ったら400万、3頭飼ったら600万、10頭飼ったら2000万やん!えー家建つやん!

ビックリしたかニャ。

わたしたちの幸せを考えてくれるなら、飼えるのは何頭までなのか、冷静に判断してほしいニャ。

そんなお金あるわけないし、ちゃんと世話ができなかったらおたがいに不幸になるもんね。

2頭以上飼う場合、1頭で飼っている時とは違った配慮が必要となり、手間や費用は頭数の何倍にもなってしまいます。頭数を増やす前に、自分の生活、住環境、体力、経済力などを考え、冷静に判断してください。

ネコのことをもっと詳しくお知りになりたい方は **0748-75-1911** 滋賀県動物保護管理センターに聞いてみてね!

編集・デザイン：こうが入福祉・動物福祉 協働会議

お金かかるで編

(出典：滋賀県、「啓発リーフレット一覧」. <https://www.pref.shiga.lg.jp/doubutsuhogo/inunekosougou/soudan/103704.html>)

図 16 チラシ「ぼくたちのこと、もっと知ってニャ〜」

これって多頭飼育崩壊!?早わかりフローチャート

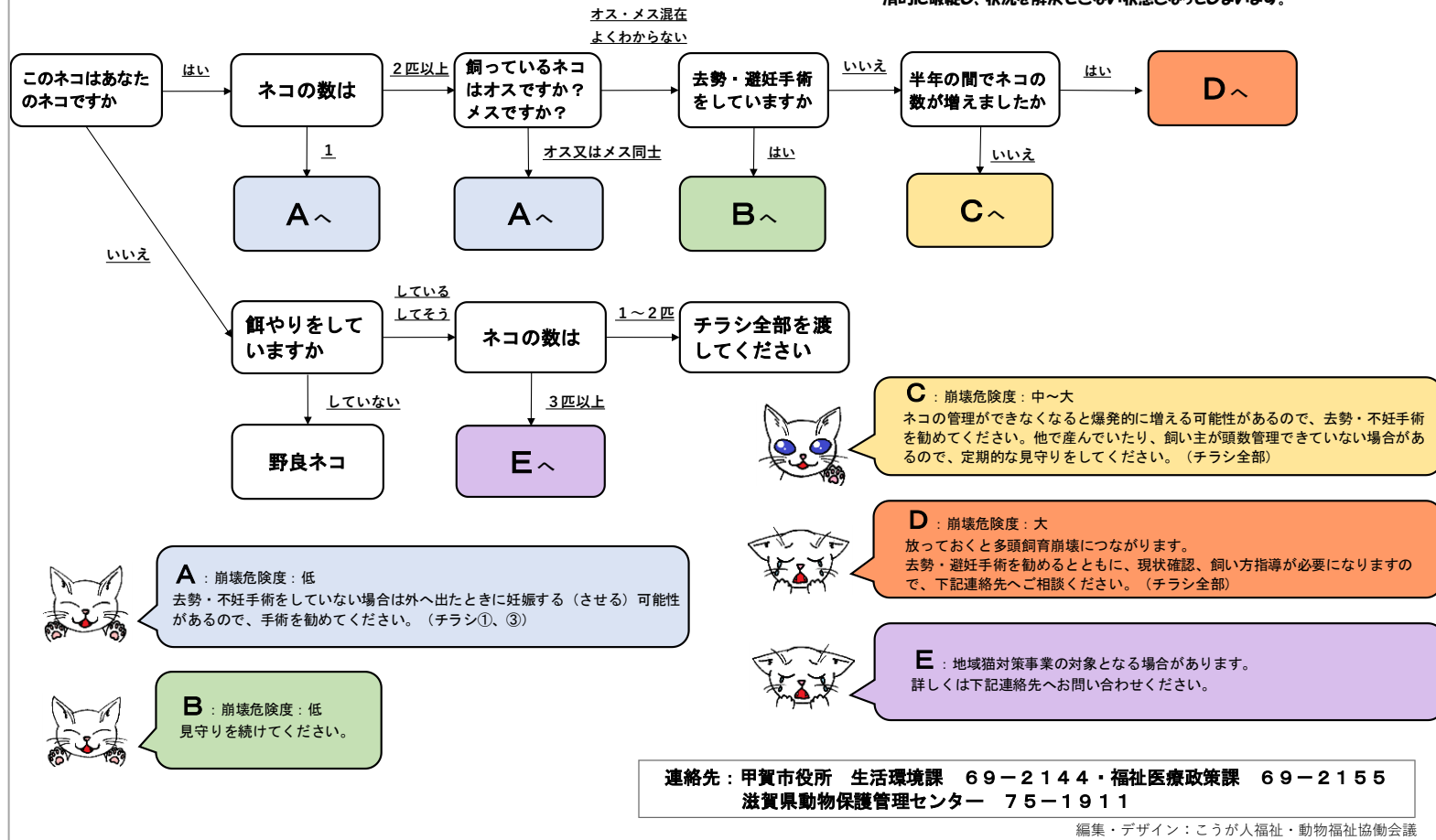
- ・このフローチャートを使うことで、多頭飼育崩壊危険度がわかります。
- ・崩壊となる手前で、進行を止めるための啓発や関係機関に相談することが大切です。

?地域猫活動?

活動する地域の自治会等の了承を得た上で、住民またはボランティアなどが、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い、その猫を適正に管理する活動のことです。地域猫活動の取り組みには、県で補助金制度があります。

?多頭飼育崩壊?

無計画に動物を飼育した結果、飼い主の予想を超えて繁殖し、飼育、管理ができなくなる状態になることです。世話をしきれない動物により家の中は不衛生になり、動物も人も劣悪な生活環境で生活することとなるほか、飼育費用の増大により、経済的に破綻し、状況を解決できない状態となってしまいます。



（出典：こうが人福祉・動物福祉協働会議 資料）

図 17 これって多頭飼育崩壊!?早わかりフローチャート

b. 「これって多頭飼育崩壊!?早わかりフローチャート」

こうが人福祉・動物福祉協働会議では、チラシの作成と併せて、地域の社会福祉関係者が支援対象者宅での多頭飼育の状況を容易に把握し、どのように対応すれば良いかがわかる多頭飼育問題のフローチャートを作成しています。「このネコはあなたのネコですか」という質問からスタートして、猫の数、雌雄の別等について順番に回答していくと、支援対象者が多頭飼育問題に陥っている可能性がどの程度あるかが簡易に判定できるようになっています。リスクの大小に応じて、チラシ「ぼくたちのこと、もっと知ってニャ〜」を渡してアドバイスしたり、動物愛護管理の窓口にご相談したりすることを想定しています。

c. 介護支援専門員・民生委員を対象とした研修

飼い主に接する機会が多く、多頭飼育問題を初めに探知・発見する可能性が高い社会福祉関係者を対象として、多頭飼育問題について知ってもらうための取組も進められています。地域包括支援センターが実施する介護支援専門員（ケアマネジャー）や民生委員等を対象とした研修会では、多頭飼育問題をテーマにしたワークショップが行われました。多頭飼育問題という言葉を知らない参加者も多く、支援対象者等が飼っている動物の問題で困ったときに、解決のアプローチや相談先がわからないという現場の声も寄せられました。それを踏まえて作られたのが図17のフローチャートです。介護支援専門員や民生委員等は、多頭飼育問題に陥るリスクの高い人の情報を多く持っていると考えられるため、研修によって多頭飼育問題に対する感度を高めてもらうことで、問題の兆しを見逃さず、速やかな相談によって適切な対策につなげ、深刻化を防ぐことが期待されます。なお、社会福祉関係者の協力を得るに当たっては、負担感の軽減に配慮しつつ、多頭飼育問題の予防・早期解決がスムーズな社会福祉支援にもつながるといった認識を共有することも重要です。

d. 介護支援専門員を対象としたアンケート

令和2年度には、こうが人福祉・動物福祉協働会議の参画機関が共同で、甲賀市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に、多頭飼育問題の実態を把握するためのアンケートを実施しました。このアンケートでは、介護支援専門員（ケアマネジャー）が情報を持っている動物の問題を把握し、多頭飼育問題のおそれがある事案を探知することを目的としています。設問の内容を工夫することによって、多頭飼育問題に対する意識の向上もねらっています。例えば、「動物臭がする家がありましたか」という設問は、動物臭が多頭飼育問題のサインであることを知ってもらうきっかけになります。また、動物で困った事案があったときの相談窓口の周知も兼ねています。

このように、こうが人福祉・動物福祉協働会議では、官民が連携して、多様な人と動物がともに生きる、誰もが住みやすい地域づくりをめざして活動を行っています。「我が事・丸ごと」、「自分のまちの課題は自分で解決する」というスローガンのもと、地域共生社会の取組の一つとして多頭飼育対策を位置づける試みが進められています。

ポイント

本事例では、共通の問題意識を持つ社会福祉関係者・動物愛護管理関係者が集まり、人と動物の問題に取り組んでいます。緩やかな会議体として平時から定期的に情報共有を行っています。

普及啓発物の作成に当たっては、対象者に伝わることを重視しています。対象者に明確にメッセージを伝えるため、一つのチラシに記載するテーマ（例：動物の繁殖力の高さ、適切な飼育にかかる費用等）は一つに絞る、方言を用いて親しみを持って情報を受け入れてもらうよう工夫するなど、より効果的な普及啓発に努めています。また、社会福祉関係者が飼い主にチラシを渡す際に、状況に応じて適切なメッセージを選べるようにフローチャートを作成しました。

研修・アンケートを実施することで、社会福祉関係者に多頭飼育問題と相談窓口について周知し、早期の発見と対応に努めています。

(2) 長野県

① 研修会・勉強会の実施

長野県では、多頭飼育問題の解決のためには部局を超えた連携が必要との認識の下、研修会・勉強会等が実施されています。平成30年に、動物愛護管理部局や社会福祉部局、福祉事務所等が参加する研修会「地域福祉支援計画における多職種連携のための勉強会～多頭飼育崩壊事例と社会的孤立化について考える～」が開催されたことをきっかけに、社会福祉部局と動物愛護部局の連携が始まりました。

長野県は、例年9月の動物愛護週間に開催している動物愛護フェスティバルの一環として、令和元年にシンポジウム「人と動物が幸せに暮らすために～社会福祉の視点から多頭飼育を考える～」を開催し、住民が多頭飼育問題について知る機会を提供しました。地域の動物愛護ボランティアによる協力の事例紹介や、高齢者と動物の共存のあり方、動物が人にもたらす心理的な影響に関する介護支援専門員（ケアマネジャー）と医師による話題提供の後、長野県動物愛護センターがモデレーターを務め、パネルディスカッションが行われました。

また、介護支援専門員、ケースワーカー等の社会福祉関係者に多頭飼育問題について知ってもらう取組も行われています。多忙な社会福祉関係者の負担にならないよう、社会福祉の研修会等既存の会合の場を活用し、動物愛護管理部局による短時間の情報提供を行っています。内容は、多頭飼育問題とは何か、探知した時の対応、関係機関、環境省・長野県の取組、地域猫とは、猫の生態等といったものです。

また、動物愛護管理行政においては、関係部局、市町村職員等を対象とした研修会において多職種連携をテーマとした内容に取り組んだほか、今後さらに実例をもとにしたケーススタディ、ワークショップにも取り組んでいくこととしています。

② 長野県地域福祉支援計画における多頭飼育問題に対する対応方針の明確化

また、長野県は、社会福祉法の規定に基づいて市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める「長野県地域福祉支援計画（2019年度～2022年度）」において、地域共生社会創造に向けての重点取組テーマの一つとして「関係団体等との連携、協働」を掲げています。そのなかで、「社会的孤立による動物の多頭飼育崩壊等、複合的な課題を抱える飼育者に対し、多職種の協働や地域の連携、地域会議の活用、動物愛護ボランティアの育成・支援等、様々なアプローチから解決に向けて取組みます。」と、多頭飼育問題への取組方針を示しています。長野県は本計画のなかで、地域に暮らす誰にも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指しています。

ポイント

長野県では、研修会やシンポジウム等の開催、既存の会議の活用等により、社会福祉関係者、動物愛護管理関係者、一般市民を対象として、多頭飼育問題について普及啓発を進めています。

また、地域共生社会の実現のための取組の一つとして多頭飼育対策を地域福祉支援計画の中に位置づけ、多様な関係者が協働して取り組むこととしています。

(3) 川崎市

① 多頭飼育問題に関する実態把握調査の実施

平成 27 年に川崎市の動物愛護管理部局が市内の多頭飼育問題の状況を把握するための調査をしたところ、多頭飼育に陥る飼い主には生活保護受給者や要介護者、障害者等、社会福祉的支援を必要とする人が半数近くいることが明らかになりました。この結果を受けて、川崎市は、社会福祉的支援を必要とする人々に近い社会福祉関係者を対象とした普及啓発を行うことで、多頭飼育問題の早期発見・相談につなげ、予防に努めることとしました。

② 社会福祉部局との連携

川崎市の動物愛護管理部局は、社会福祉部局と連携して様々な普及啓発を行うことにしました。高齢者福祉部局の協力を得て、動物愛護管理部局及び社会福祉部局の職員向けに研修会を開催し、高齢者のペット飼育の現状や早期の情報提供の重要性について周知したり、地域包括支援センター連絡会議でペットに関する講義を行い、地域包括支援センター職員への周知を図ったりしました。普及啓発は、繰返しの情報発信が重要ですが、多忙な福祉関係者に負担とならないよう、社会福祉関係者を対象とする他の保健衛生分野の講習、地域包括ケアプロジェクト会議といった各種会議等の機を捉えて、多頭飼育問題や適正飼養に触れるといった工夫がされています。

さらに、川崎市動物愛護管理部局は、普及啓発活動の効果検証と、その後の普及啓発手法検討の参考とするため、地域包括支援センター、老人福祉センターの介護支援専門員（ケアマネジャー）、ホームヘルパーなどを対象として令和元年度にアンケート調査を実施しました。その結果、これらの飼い主に近い社会福祉関係者が動物の飼育状況に関する情報を持っており、動物に関する業務上の悩みを抱える人もいるものの、大半がどこに相談すればよいかわからない状態であることがわかりました。川崎市は今後、このような飼い主に近い社会福祉関係者に対していっそう相談窓口の認知度向上を図ることが重要と考えています。

なお、取組に当たって特筆すべき事項として、部局間連携を行いやすい組織体制が挙げられます。川崎市では、動物愛護管理行政を担当する生活衛生課は、高齢者福祉や生活保護等の社会福祉行政を所管する部局とともに健康福祉局に位置づけられており、区単位では、地域包括ケアシステムを担う地域みまもり支援センターの中に衛生課が含まれている等、同じ部局内に動物愛護管理部局と社会福祉部局があることから、情報共有等の連携がしやすくなっています。すべての地域住民を対象とする川崎市の地域包括ケアシステムは、保健医療福祉施策に留まらず、制度や分野を超えて多様な主体がつながることで誰もが暮らしやすい地域共生社会を実現することを目指しており、多分野を取り込んだ組織体制がとられています。

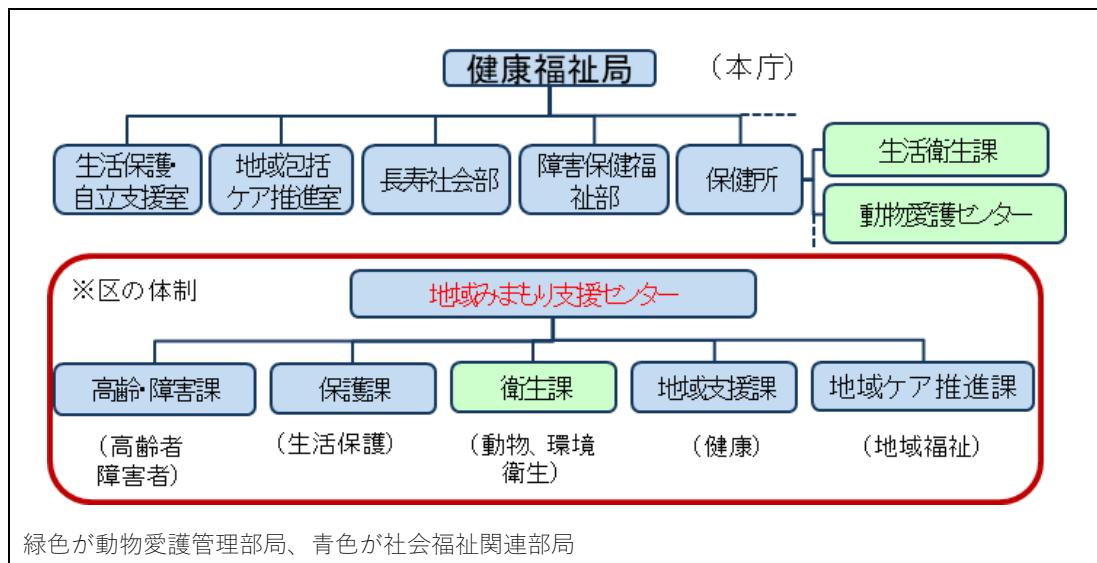


図 18 川崎市の動物愛護管理部門と社会福祉関連部門の組織図

③ 「ペットとくらす『さ・し・す・せ・そ』」の冊子・チラシの作成

川崎市は、多頭飼育問題は地域の問題であり、多頭飼育問題を予防し、早期に探知するためには、動物をきちんと飼うということがどういうことか、困ったときにはどこに相談すればよいかを広く市民に知ってもらうことが重要と考え、普及啓発のツールとして「ペットとくらす『さ・し・す・せ・そ』」という冊子とチラシを作成しました。これは、ペットを飼育するに当たって基本的な知識を、わかりやすく伝えるものです（「さ：さいごまで飼う」、「し：しつけは最初が肝心」、「す：すぐに相談」、「せ：責任をもてる頭数で」、「そ：そなえはしっかり」）。高齢者のペット飼育や多頭飼育問題への注意喚起も含まれています。

川崎市では、これらを町内会・自治会の回覧板で回覧し、毎年11月に実施している適正飼養キャンペーンでも町内会・自治会に配布しているほか、先述の社会福祉関係者を対象とした普及啓発活動でも活用しています。また、「ペットとくらす『さ・し・す・せ・そ』」のエッセンスを盛り込んだパンフレット⁹を、高齢者向けの住まいのガイドブックに挟み込み、高齢期の住まいを考えるライフイベントを機に、生活の一部として動物の飼育を考えてもらえるよう、高齢者をターゲットとした普及啓発をしています。

また、川崎市動物愛護センターでは、市内小中学校や保育園等を対象に、動物を飼うことの責任や命の大切さを学ぶ教育プログラムを提供しているほか、一般市民を対象とした普及啓発活動を積極的に行っています。

⁹ 川崎市広報資料. ”～自宅でセカンドライフ～健康！快適！スマイル・住まい” . 2020,

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096617.html>

ポイント

川崎市では、研修会や既存の会議の活用により、多頭飼育問題の社会福祉関係者への周知が図られています。また、ペットを飼うに当たって知っておくべきことをキャッチーにまとめ、相談窓口とともに周知するための普及啓発物「ペットとくらす『さ・し・す・せ・そ』」を市民に広く配布し、デジタルサイネージ、Web サイト、SNS 等も活用して積極的に情報発信しています。さらに、動物の飼育を生活の一部として位置づけた普及啓発を行い、動物の飼育に関心のある層以外にも広く情報が伝わるよう努めています。川崎市の地域包括ケアシステムは全市民を対象としており、社会福祉分野、動物愛護管理分野が連携して支援を行っています。

また、実態調査に基づいた課題の抽出や普及啓発手法の見直しが行われています。

ペットとくらす 「さ・し・す・せ・そ」

さ いごまで飼う
犬猫の寿命は15年ほど。
飼う前に、15年後のことを考えて。

し つけは最初が肝心
犬猫の性格はほぼ1歳までに決まります。
散歩のマナーや飼い主の言うことをさくような
しつけは、それまでに。

す ぐに相談
不安なことは、ご家族・ご親族やご近所の方、
獣医さんなどにすぐ相談しましょう。
手遅れになる前に、みんなで協力を。

せ きにんをもてる頭数で
頭数が多いと、手間もお金もかかります。
犬猫の一生には、1頭100万円かかるともいわれます。
増えないように不妊去勢手術も大切。

そ なえはしっかり
突然の事故や災害は誰の身にも起こります。
自分に何かあった時の預け先や災害の備えを、
飼う前から考えて。

お問合せ先 月曜～金曜日(祝日と年末年始を除く) 8時30分～12時/13時～17時

●川崎区役所保健福祉センター 衛生課 (044)201-3223	●幸区役所保健福祉センター 衛生課 (044)556-6881	●中原区役所保健福祉センター 衛生課 (044)744-3271	●高津区役所保健福祉センター 衛生課 (044)861-3322
●宮前区役所保健福祉センター 衛生課 (044)856-3270	●多摩区役所保健福祉センター 衛生課 (044)935-3306	●麻生区役所保健福祉センター 衛生課 (044)965-5164	●動物愛護センター ●健康福祉局生活衛生課 (044)766-2237 (044)200-2447

(チラシ版)

(出典：川崎市.” ペットとくらす「さ・し・す・せ・そ」”. <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000087074.html>)

図 19 ペットとくらす「さ・し・す・せ・そ」のチラシ及び冊子版 (川崎市)

ペットとくらす

さ し す せ そ

飼い主の方も
親族などの周囲の方も
地域の方も



みんなで知って、安心なくらしを


川崎市

(冊子版)

2. 多様な主体との連携により事態が収束した事例

様々な主体が関与して多頭飼育問題に取り組み、事態の収束に至った事例を紹介します。飼い主の行動変容により比較的円満に収束した事例、飼い主の転居や死亡、強制退去等により終結した事例など様々なパターンがありますが、いずれの事例においても、関係主体ができることを持ち寄り、一歩前に踏み出すことで多頭飼育問題が収束したと考えられます。

なお、個人情報保護への配慮のため、特定の個人を識別できないよう記載内容を一部加工しています。また、年齢、所属等は当時のものです。

(1) 多機関連携による見守り—長期にわたる犬の多頭飼育問題事例¹⁰

<概要>

飼育動物	犬約 30 頭
飼い主	女性 (60 代)。子と同居。別居の親がいる。
家の所有・状況	飼い主の親所有の持ち家 (戸建) に居住。大規模災害で被災し、避難所生活の後に仮設住宅に入居。その後、持ち家には犬のみ残る。
経済状況	飼い主の親の年金が主な収入源。生活保護費の受給はしていなかった。
飼い主の健康状態	精神科通院歴があったようだが詳細は不明。発達障害の可能性あり。
発見から解決までの期間	10 年以上 (発見～現在も見守りを継続中)
関係者 ※主要なものは太字。以下同	県福祉事務所、市町村 (福祉／保健／環境衛生)、地域包括支援センター、災害関連支援機関 (被災者生活支援／精神保健福祉)、訪問介護事業所、民生委員、県保健所 (動物愛護管理)、動物愛護ボランティア、警察、区長、地域住民

① 背景

飼い主は 60 歳代の女性です。複数の犬が家の周辺で放し飼いにされており、半ば野犬化した状態でした。発見の数年前から保健所に苦情が寄せられていました。

② 発見 (関係者：県保健所 (動物愛護管理)、市町村 (保健／環境衛生)、警察)

近隣住民から犬の放し飼い、鳴き声、排泄物等に関する苦情がたびたび県保健所に寄せられ、多頭飼育問題が生じていることが明らかになりました。県保健所はその都度、犬の登録、予防接種、係留、不妊去勢手術の実施について飼い主に指導するとともに、市町村 (保健／環境衛生) 及び警察と連携して対応しました。

③ 発見後対応

a. 動物愛護ボランティア、地域との連携及び犬の引取り

(関係者：県保健所 (動物愛護管理)、市町村 (環境衛生)、動物愛護ボランティア、警察、区長)

翌年以降は動物愛護ボランティアとも連携し、敷地外にいる犬を見回り時に捕獲し、保健所での引取りを飼い主に勧めましたが拒否されました。その後、区長とも連携し、継続して巡回、捕獲を行

¹⁰ 劔陽子. 公衆衛生活動報告 犬の多頭飼育事例に対し多機関連携で取り組んだ 2 事例. 日本公衆衛生雑誌. 2020, 第 67 巻, 2 号, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jph/67/2/67_19-036/pdf-char/ja 同書及び自治体ヒアリングに基づき作成。

いました。3年目に飼い主は犬6頭を動物愛護ボランティアに譲渡することを認めたものの、その後は返還を要求するようになり、「捕獲→指導→返還」の繰り返しとなりました。

b. 動物愛護管理条例に基づく措置

(関係者：県保健所(動物愛護管理)、市町村(環境衛生)、警察)

併せて、県保健所は口頭での行政指導や、飼育状況改善のため指導票交付を複数回行いましたが、改善がみられなかったため、県の動物愛護管理条例に基づき、飼養施設の改善、飼養施設内での犬の飼育と係留について措置命令を行いました。その後も多頭飼育状態が改善されなかったことから、刑事事件化が検討されましたが、飼い主の刑事責任能力がない可能性があったため、見送られました。

c. 社会福祉部局との連携

(関係者：県保健所(動物愛護管理)、県福祉事務所、市町村(福祉/環境衛生)、社会福祉協議会、警察)

近隣住民からの苦情が著しく増加したため、市町村の福祉課、県福祉事務所等も対応に加わるようになりました。飼い主が不妊去勢手術を行わない理由は経済的困窮によるものと説明したことから、生活保護制度の利用を勧めました。

d. 捕獲強化の方針決定・関係者間での会議の開催

(関係者：県福祉事務所、市町村(保健/環境衛生)、地域包括支援センター、災害関連支援機関(被災者生活支援/精神保健福祉)、訪問介護事業所、民生委員、県保健所(動物愛護管理)、警察、区長)

大規模災害の発生に伴い、飼い主家族が仮設住宅に入居したことにより、自宅には犬だけが残されました。犬に皮膚病が発生し、近隣住民からの感染症に対する不安の訴えもあったため、県保健所及び市町村は犬の捕獲を強化する方針を固め、住宅の所有者である飼い主の親から犬の捕獲等のための家屋立入りに対する承諾を得ました。また、捕獲した犬の引取り、譲渡に応じるよう飼い主にも粘り強く説得を続け、「係留や登録、予防接種、不妊去勢手術をすること。できないときは全頭保健所に引き渡すこと」と明記した誓約書に署名捺印をもらいました。

さらに、市町村が中心となり、関係主体による多頭飼育問題に係る対策会議が開催されました。飼い主の被災により、当該対策会議及び見守りには災害関連支援機関や、被災者の心のケアに関わる精神保健福祉関係者、地域包括支援センターも加わりました。また、飼い主の生活費は親の年金を頼りとしていたことから、認知症で介護を要する親の生活にも悪影響が生じており、地域包括支援センターが主催する親の介護支援に関する会議にも同関係者が参画することとなりました。

e. 犬の捕獲・引取り

(関係者：県保健所(動物愛護管理)、市町村(環境衛生/保健)、動物愛護ボランティア)

最終的に、捕獲困難な4頭を除く約30頭の犬を捕獲し、保健所が引き取りました。動物愛護ボランティアも一時預かりや譲渡に協力しました。十分な説明をした上で一般家庭に譲渡しましたが、人馴れしない個体が多いことが課題となりました。

④ 再発防止

(関係者：県保健所(動物愛護管理)、市町村(環境衛生/保健)、動物愛護ボランティア、地域住民)

県保健所による巡視を行っているほか、社会福祉関係者、動物愛護ボランティア、地域住民等、行政と地域による緩やかな見守りを継続しています。

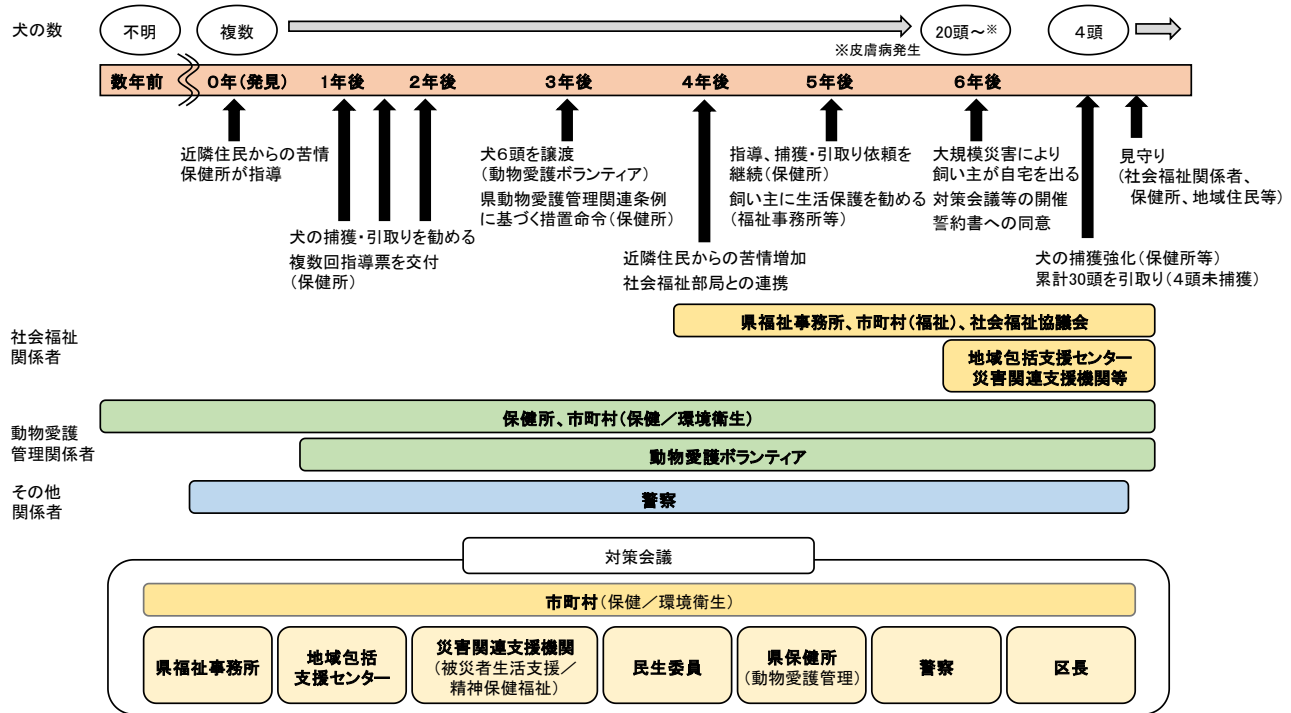


図 20 事例の経過

ポイント

本事例では、多様な関係主体の連携によって、飼い主の生活環境、動物の飼育状況、周辺的生活環境の大幅な改善がみられました。動物愛護管理の観点のみの対応では事態の改善が難しく、社会福祉関係者や地域住民などの関係主体が連携して多頭飼育問題に対応するという方針に切り替えたことにより、事態の収束につながりました。また、対策会議によって関係機関の情報共有と役割分担が図られ、円滑な対応や地域での緩やかな見守りが可能となりました。

大規模災害の発生によって生活環境が大きく変わったことで飼い主の心境に変化が生じ、引取りの同意を得られたことも事態が大きく進展するきっかけとなりました。

(2) 不良な生活環境と動物由来感染症—高齢者による犬の多頭飼育問題事例¹¹

<概要>

飼育動物	犬約 20 頭
飼い主	夫婦 (80 代)。別居の子ども夫婦あり。
家の所有・状況	持ち家 (戸建て) は非衛生的な状態で、自動車に居住していた。
経済状況	経済的には困窮していなかった。
飼い主の健康状態	夫は大きな健康上の問題なし。妻は認知症の可能性あり。
発見から解決までの期間	1 年 1 か月 (発見～犬の譲渡完了まで)
関係者	県福祉事務所、県高齢者福祉課、市町村 (福祉)、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、精神科医、県保健所 (動物愛護管理/保健予防)、県動物愛護管理センター等

① 背景

80 代の高齢夫婦が自宅の敷地内で犬を約 20 頭程度飼育しており、一部の犬は放し飼い状態でした。

② 発見

(関係者：県保健所 (動物愛護管理)、市町村 (環境衛生))

犬の放し飼いに関する近隣住民からの苦情により、県保健所と市町村 (環境衛生) が飼い主宅を訪問したところ、高齢夫婦が自宅敷地内において約 20 頭の犬を飼育していることがわかり、犬の係留、不妊去勢手術の実施について指導しました。再訪時には犬は係留されており、不妊去勢手術を実施していくとのことであったため、動物の状況に関しては見守りを継続することとなりました。

動物の飼育状況の問題以外にも、ごみが散乱しており生活環境が不良であること、妻に体調不良や認知症の可能性があること等から、飼い主の生活支援が必要と考えられました。

③ 発見後対応

a. 関係機関の役割分担と対応方針の決定

(関係者：県福祉事務所、市町村 (福祉)、地域包括支援センター、県保健所 (動物愛護管理))

報告を受けた保健所長の判断により、県及び市町村の社会福祉部局に飼い主の情報が共有されました。後日、県・市町村の社会福祉部局、地域包括支援センターが生活状況の確認のため訪問を行ったところ、飼い主夫婦は家屋ではなく屋外の車に居住していることが判明しました。その後、社会福祉関係者による話し合いにより、地域包括支援センターは介護サービスの紹介と定期訪問による支援、別居の子への連絡、認知症初期集中支援チームへの相談を行うこと、市町村 (福祉) は飼い主の介護保険の状況を確認すること、保健所は引き続き犬の飼育状況の確認、指導を行うこととなりました。しかしながら、その後進捗確認がされなかったため、認知症初期集中支援チームの介入までは 3 か月を要しました。

¹¹ 劔陽子. 公衆衛生活動報告 犬の多頭飼育事例に対し多機関連携で取り組んだ 2 事例. 日本公衆衛生雑誌. 2020, 第 67 巻, 2 号, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jph/67/2/67_19-036/pdf-char/ja 同書及び自治体ヒアリングに基づき作成。

b. 飼い主の生活支援開始

(関係者：県保健所（動物愛護管理）、市町村（福祉）、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、民生委員、子ども夫婦、医師、区長、地域住民）

その後、認知症初期集中支援チームが主体となり、訪問と妻への入浴サービスを通じて生活支援を開始しましたが、夫の介護保険申請拒否によりそれ以上の支援につなげることが困難な状態でした。そのため、市町村、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームは民生委員、区長、子ども夫婦、飼い主夫婦の主治医とも情報共有し、更なる支援に向けて対応を検討することになりました。

c. 飼い主夫婦の死去及び犬の引取り

(関係者：県保健所（動物愛護管理）、県動物愛護管理センター、地域包括支援センター、子ども夫婦)

介入の開始から数ヶ月後、認知症初期集中支援チームの支援対象者であった妻が事故死したことから、地域包括支援センターが飼い主（夫）の生活支援の主体となりました。県保健所及び地域包括支援センターが子ども夫婦に夫と犬への対応について相談していたところ、夫も死去したことから、犬全頭（22頭）を保健所が引き取り、保健所と県動物愛護管理センターに收容することとなりました。

d. 動物由来感染症の発生

(関係者：県保健所（動物愛護管理／保健予防）、県動物愛護管理センター、動物愛護ボランティア)

その後、県動物愛護管理センターに收容した犬が次々と死亡しました。その症状から、^{けいひてき}経皮的・^{けいこうてき}経口的に人にも感染し、重篤化するおそれもある細菌性の動物由来感染症であることが疑われたため、隔離收容されていた犬（母子）を除いて安楽死処分が行われました。保健所（動物愛護管理）は、犬舎を消毒し、飼い主夫婦の居住家屋や敷地の消毒について子ども夫婦に指導しました。また、保健所（保健予防）は犬に濃厚接触した行政職員や動物愛護ボランティアの健康観察等を行い、市町村に情報提供を行いました。なお、隔離收容されていた犬は健康上問題がなかったため、動物愛護管理センターから譲渡されました。

e. 振り返り検証会の開催

(関係者：県保健所（動物愛護管理／保健予防）、県福祉事務所、県高齢者福祉課、市町村（社会福祉）、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、精神科医等)

県福祉事務所の呼びかけにより、本事例の関係主体及び県（高齢者支援）、精神科医等が集まり、事例の経過を振り返る検証会が開催され、下記の課題が抽出されました。

- ・ 事案全体を統括する中心的な主体が不明瞭であり、かつ、相互の情報共有が十分でなかったことから、円滑な連携が困難だったこと
- ・ 責任の所在が不明な事項への関与が遅くなったこと
- ・ 動物由来感染症の発生に関する情報提供の範囲が不十分であったこと

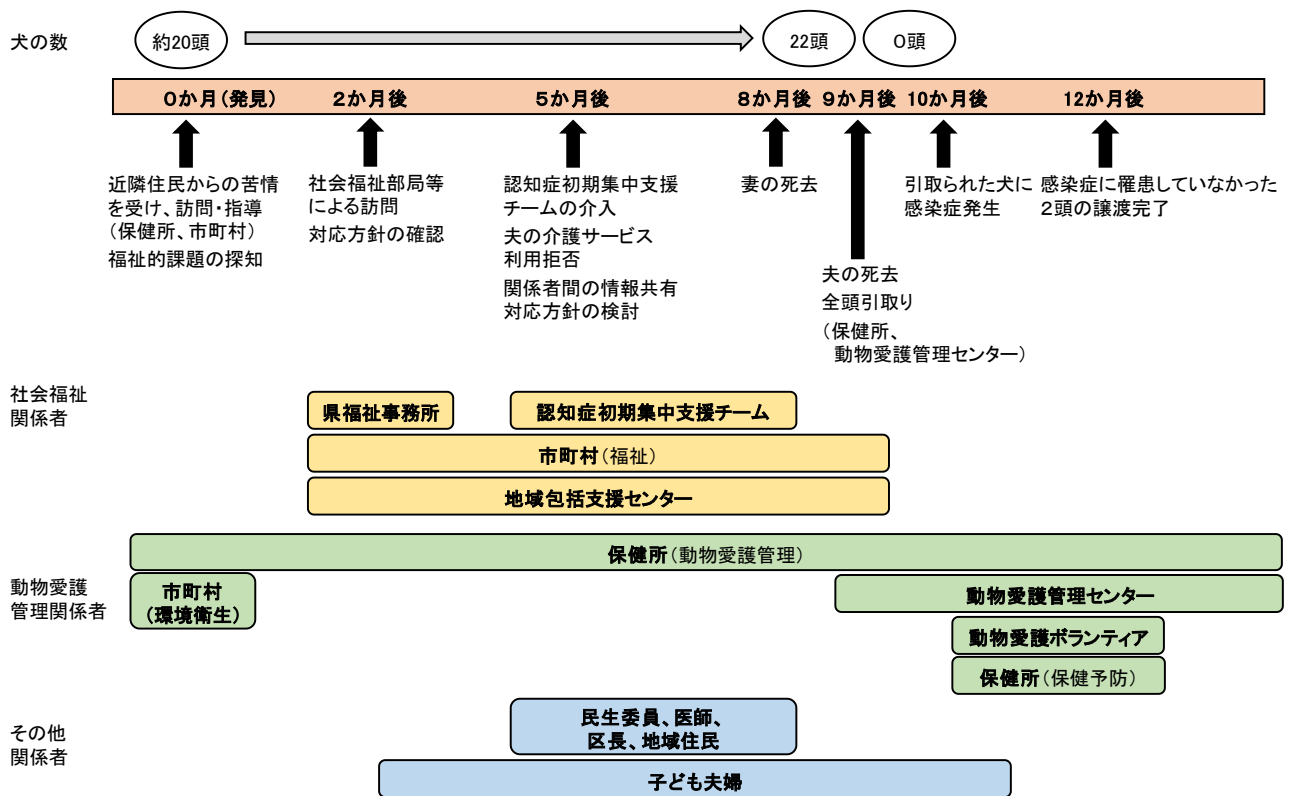


図 21 事例の経過

ポイント

本事例では、動物の飼育方法に関する苦情を端緒に社会福祉に関する様々な課題が見つかり、関係機関に情報共有されたことが飼い主への支援につながりました。

また、特筆すべき点として、多頭飼育問題の収束後に振り返り検証会を実施したことが挙げられます。関係主体がそれぞれの立場から事案を振り返って課題を整理・共有し、多機関連携のあり方や改善点について意見交換が行われました。本自治体ではその後、多頭飼育問題における多機関連携のキーパーソンとなりうる人材の育成のため、行政職員等を対象とした研修等が行われています。

本事例の振り返りから、事案に応じて全体を統括する主体を定めること、関係主体と十分な情報共有を行うこと、責任の所在が不明な事象については誰が対応すべきか早期に検討することの重要性が示唆されました。とりわけ、動物由来感染症の発生については、対応者の安全にも関わる事項であり、関係者間で迅速かつ適切に情報を共有し、対応することが重要です。

(3) 社会福祉協議会と保健所の協力—高齢者単身世帯の猫の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	猫 10 頭
主たる飼い主	女性（70代）の一人暮らし。別居（県外）の子がいる。
家の所有・状況	市営の集合住宅に居住。家賃を滞納していた。
経済状況	年金、清掃の仕事の収入、娘からの仕送りが主な収入源だった。生活保護費の受給はしていなかった。
飼い主の健康状態	診断は受けていなかったが、認知症の初期症状がみられた。社会福祉支援は受けていなかった。
発見から解決までの期間	6か月
関係者	市生活福祉課、基幹型地域包括支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会、県保健所（動物愛護管理）、動物愛護ボランティア、市住宅部局

① 背景

飼い主は70代女性で、認知症の初期症状がみられました。子は県外に住んでおり、飼い主は市営住宅に一人で暮らしていました。居住する市営住宅はペット不可であるにもかかわらず、周辺にいる野良猫2～3頭を拾ってきて飼い始め、発覚時には10頭まで増えていました。

② 発見

（関係者：社会福祉協議会、県保健所（動物愛護管理）、市住宅部局）

発見のきっかけは、飼い主が市営住宅の家賃を滞納していたため、市住宅部局が社会福祉協議会に協力要請をしたことでした。その後、社会福祉協議会が県の保健所に相談し、社会福祉部局と動物愛護管理部局の双方による支援が始まりました。

③ 発見後対応

a. 検討会の開催

（関係者：市生活福祉課、基幹型地域包括支援センター¹²、地域包括支援センター、社会福祉協議会、県保健所（動物愛護管理）、市住宅部局）

最初の発見から約1か月後、社会福祉協議会が主催する検討会において、社会福祉協議会の相談支援包括化推進員¹³、保健師、介護支援専門員、社会福祉士、市生活福祉課、保健所、市住宅部局を交え、飼い主への支援について協議が行われました。

¹² 基幹型地域包括支援センターは、地域包括支援センター（以下、本項では「センター」という。）のなかで基幹的機能を持つものとして位置づけられたセンターをさす。他のセンターの後方支援（困難事例への技術的支援）、センター間の総合調整のほか、地域ケア会議開催等を担う。

¹³ 相談支援包括化推進員は、他機関の協働による包括的支援体制構築事業（モデル事業）により社会福祉協議会等に配置され、複合化・複雑化した問題や、いろいろな福祉制度の狭間にある住民の課題に分野を超えて横断的に対応する支援をコーディネートする役割を担っている。

b. 飼い主及び親族との接触（関係者：社会福祉協議会、県保健所（動物愛護管理）、市住宅部局）

その後、認知症の可能性があり対応に当たって配慮を要することから、社会福祉協議会、とりわけ相談支援包括化推進員が保健所、住宅部局も含めて調整の窓口となりました（本事例では、保健所が飼い主等の個人情報を取扱うことはありませんでした）。飼い主は当初、ルールを守らずに猫を飼育していることで責められるかもしれない、住居を追い出されるかもしれないと警戒していましたが、相談支援包括化推進員が繰り返し訪問を続けたことにより信頼関係が生まれ、心を開くようになりました。また、社会福祉協議会は、県外在住の飼い主の子どもにも連絡を取り、猫がいる状態では市営住宅に住み続けることは難しいこと、保健所による引取りの前に飼い主が譲渡先を探す努力をしなければならないこと等を伝え、協力を求めました。さらに、社会福祉協議会は、滞納していた家賃を年金から少しずつ返済できるよう飼い主を支援し、市の住宅部局に市営住宅の退去期日を延期してもらうための調整を行いました。

c. 猫の譲渡・不妊去勢手術（関係者：社会福祉協議会、県保健所（動物愛護管理）、動物愛護ボランティア、飼い主の子）

相談支援包括化推進員とのやりとりを通じて、飼い主はペット飼育不可の市営住宅で猫を飼いつけることはできないことを理解し、市営住宅に住み続けるために猫を全頭手放すことに同意しました。保健所は繁殖防止等のため、飼い主が雌雄を分けて飼うことができるようにケージを貸し出しました。社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健所が猫の捕獲と個体識別を行い、保健所が性別を判定しました。その後、社会福祉協議会が窓口になって譲渡先を探す活動が始まりました。1週間後、社会福祉協議会によって2頭が譲渡されました。このとき、保健所は社会福祉協議会に対して、適切な譲渡に当たっての留意点（終生飼養、室内飼い、所有者明示等に関する事前説明）について助言しました。その1週間後、飼い主の子によって3頭が譲渡されました。

その後、飼い主が雌雄分別飼育を徹底できず、猫をケージから出したり、雌雄を同じケージに入れたりすると、繁殖のリスクがある飼い方を続けたことから、残りの猫に不妊去勢手術を行うことになりました。動物愛護ボランティアの協力で動物病院へ搬送し、急ぎ手術を行おうとしたところ、既に1頭が妊娠していることもわかりました。残り4頭の猫の不妊去勢手術については、動物愛護ボランティアが動物病院を紹介し、社会福祉協議会が対応しました。手術の費用は全て飼い主の子が負担しました。2か月後、飼い主の子が残りの5頭を県外の自宅に連れていき、これをもって終結となりました。本事例においては、飼い主の子の協力を得られたことが解決の助けになりました。

④ 再発防止

（関係者：地域包括支援センター）

問題解決後は地域包括支援センターが継続して見守りを行っており、現在、飼い主は動物の飼育はしていないとのことです。

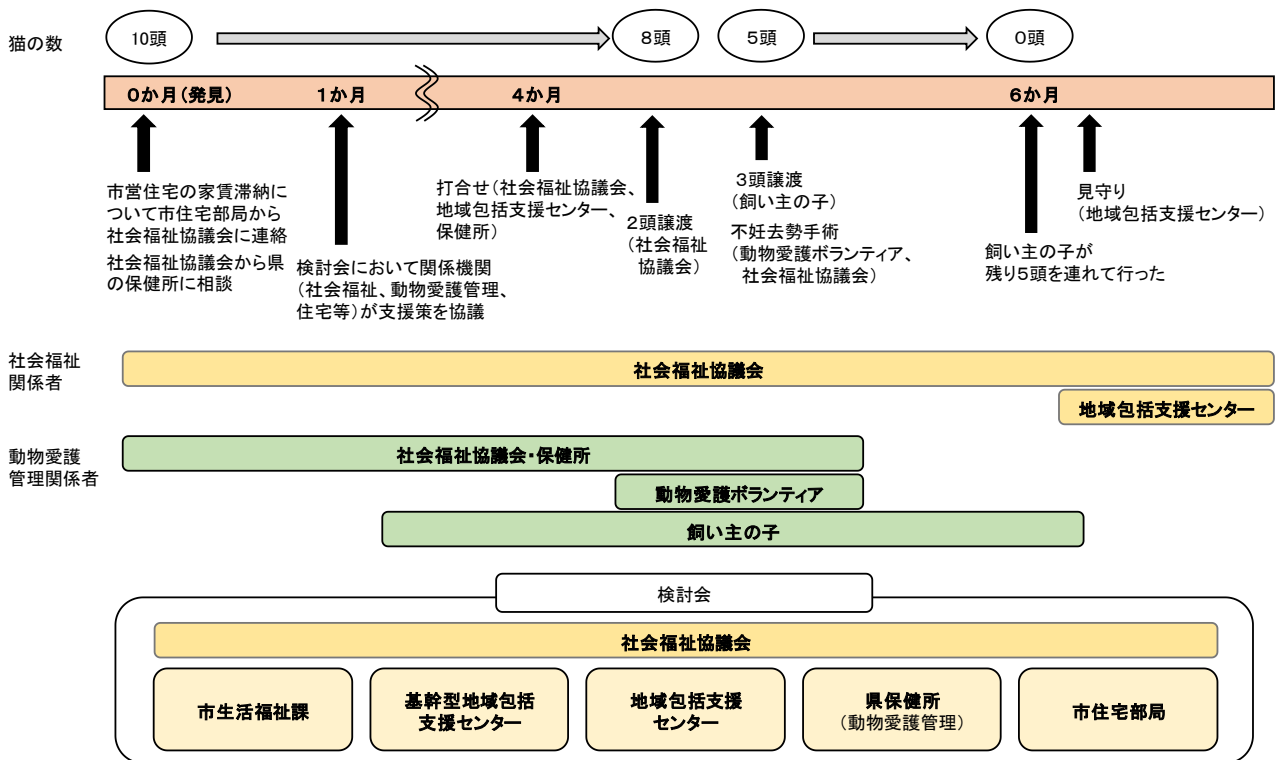


図 22 事例の経過

ポイント

本事例は、社会福祉協議会や保健所が通常の業務の枠組みを超えて柔軟に対応したことが問題解決の鍵となりました。保健所がケージの貸出しを行うことや、社会福祉協議会等が猫を捕獲し譲渡することは通常ありませんが、それぞれの担当が積極的に協力をしたことが解決につながったと考えられます。こうした対応ができた理由としては、社会福祉協議会が、人間と動物の福祉は切り離せないという認識のもと、縦割りを何とかしたいという問題意識を持っていたこと、また、相談支援包括化推進員が既存の社会福祉支援の分野の狭間にいる人を横断的に支援する役割を担っていたことが挙げられます。この地方自治体では本事例をきっかけに、社会福祉部局と動物愛護部局の連携を図る取組が進められています。

また、動物愛護ボランティアが猫の更なる繁殖の防止に貢献しました。動物病院への搬送等を担ったほか、社会福祉協議会と動物病院を仲介し、不妊去勢手術の適切な実施につなげました。

(4) 支援を受け入れない飼い主—猫の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	猫約 30 頭
飼い主	男性 (60 代)。内縁の妻 (50 代) と同居。
家の所有・状況	戸建ての持ち家に居住。ごみ屋敷ではないが、室内には猫の尿臭があった。
経済状況	生活保護は受給していなかったが、不妊去勢手術代が払えない等、経済状況は良好ではないと推察された。
飼い主の健康状態	男性は精神障害の可能性あり。内縁の妻は障害者手帳 (視覚障害) を有していた。両者とも判断能力が不十分で、夫が妻をネグレクトしている状態であった。
発見から解決までの期間	3 年 5 か月 (保健師の相談による発見～解決)
関係者	地域包括支援センター、市高齢福祉課、市障害福祉課、市生活福祉課、民生委員、市動物愛護管理センター

① 背景

飼い主は60代の男性で、視覚障害がある内縁の妻と暮らしていました。いずれも親族とは疎遠で、近隣住民との付き合いはありませんでした。きっかけは男性が野良猫を飼い始めたことで、経済的に余裕がなく不妊去勢手術をしなかったことにより繁殖を繰り返し、発見時には30頭程度まで増えていました。

② 発見

(関係者：地域包括支援センター、民生委員)

妻の支援を担当していた地域包括支援センターの保健師が、猫に気づいて動物愛護管理センターに相談したことで多頭飼育が発覚しました。猫は室内飼育されており、近隣住民からの苦情等はありませんでしたが、民生委員は飼い主が猫を飼育していることを把握していたようです。猫はある程度世話をされていましたが、猫の飼育にかかる費用によって飼い主らの生活が経済的に逼迫しており、健康状態が危ぶまれました。飼い主らに問題意識はありませんでした。

③ 発見後対応

a. 飼い主宅への訪問

(関係者：地域包括支援センター、動物愛護管理センター)

地域包括支援センターの相談を受けて、動物愛護管理センターが飼い主宅を訪問しましたが、飼い主らの高圧的な態度により介入には至りませんでした。

b. ケース会議の開催

(関係者：地域包括支援センター、市高齢福祉課、市障害福祉課、市生活福祉課、民生委員、動物愛護管理センター)

地域包括支援センターの保健師が主導し、社会福祉関係者、動物愛護管理センターを含めてケースカンファレンスが開催されました。発見後しばらくは具体的な対応策の検討に至りませんでした。2年のうちに飼い主らの体調と経済状況が悪化し、生活及び動物の飼育が不可能になると思わ

れたため、ケースカンファレンスにおいて対応方法が話し合われました。飼い主らの態度は体調の悪化に伴い軟化していましたが、生活に困窮し、また妻が若年性認知症を発症して要介護度4と判定されていたにもかかわらず、社会福祉サービスの利用を希望しなかったため、主な担当課も決まらない状況にありました。動物愛護管理センターが猫の引取りを行うことは決定されたものの、費用負担の問題で実際の引取りは進みませんでした。

c. 猫の引取り

(関係者：地域包括支援センター、動物愛護管理センター)

地域包括支援センターの保健師は、猫を減らさない限り飼い主らの経済状況が改善しないとの問題意識を持ち、飼い主との調整を行って引取りの手数料を工面しました。これを受け、ケースカンファレンスから約4か月後に、保健師・ケアマネジャー同席のもと、動物愛護管理センターが23頭の猫を引き取りました。飼い主は引取りそのものには抵抗感を示しませんでした。5頭の猫を手元に残すことを強く要望しました。その後、不十分な雌雄分別飼育のため1頭が妊娠し、飼い主らはさらに子猫を拾ってきました。前回の引取りから約9か月後、夫の体調が悪化し、妻が介護施設に入所、最終的には夫も生活保護施設に入所することになり、残りの猫は動物愛護管理センターが全頭引き取りました。夫妻が施設に入所したことから、多頭飼育問題は再発していません。なお、引き取った猫については、譲渡適性を判定し譲渡等の対応を行いました。

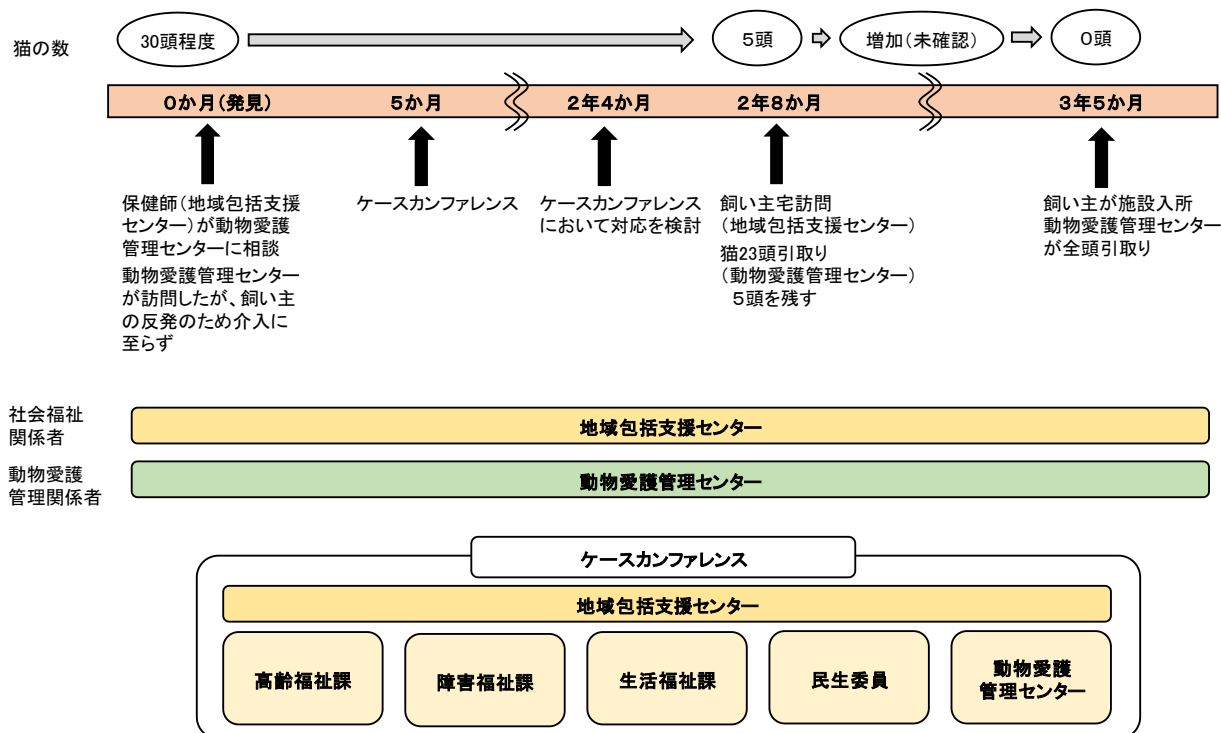


図 23 事例の経過

ポイント

本事例においては、地域包括支援センターの保健師が積極的に関与したことが解決に大きく寄与しました。本事例のケースカンファレンスを参考に、社会福祉部局と動物愛護管理部局の情報共有を図る調整会議が開催されました。また、地域包括支援センターへの照会により多頭飼育問題事例を拾い上げる等、早期探知の取組を行っています。

(5) 見守りの重要性—認知症患者による犬猫の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	犬3頭、猫16頭
飼い主	女性(70代)。一人暮らし。
家の所有・状況	住宅密集地での持ち家(戸建て)。屋内は衣服や生活用品等が散乱し、土足で入る状況。
経済状況	経済的に困窮しており、年金と生活保護費を受給していた。自己破産手続中であった。
飼い主の健康状態	軽度の認知症のため、社会福祉協議会が家計管理を支援していた。対応期間中に犬への給餌を忘れる、動物が引き取られたことを忘れて給餌しようとする等の行動あり。
発見から解決までの期間	保健所による発見から4か月
関係者	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会、県保健所(動物愛護管理)、動物愛護ボランティア、動物愛護団体、日本司法支援センター(法テラス)の弁護士

① 背景

飼い主は戸建ての持ち家に一人で暮らしていた70代女性です。当初、犬3頭、猫4頭(餌やりをしていた野良猫2頭を含む)を飼育していたところ、3頭の雌猫が短期間のうちに合計12頭の子猫を産んだことにより、犬3頭、猫16頭となりました。

② 発見

(関係者：地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、県保健所(動物愛護管理)、動物愛護ボランティア)

飼い主による糞の放置や悪臭等に関する苦情が近隣住民から県保健所に寄せられ、多頭飼育問題が発覚しました。地域包括支援センターにも同様に苦情があり、地域包括支援センターから動物愛護ボランティアを介して保健所に情報が伝えられました。

飼い主が軽度の認知症であったことから、保健所職員は普段から飼い主と接点のあった地域包括支援センターの職員等に同行して飼い主宅を訪問し、多頭飼育状態について把握しました。

社会福祉協議会が地域包括支援センターを経由して家計管理の支援を行っており、年金と生活保護費は、週に数回生活費として飼い主に現金で渡すかたちをとっていました。飼い主は生活費から動物の餌代を捻出していましたが、自らの食費を切り詰めたことにより、低カリウム血症で心不全一歩手前の状態になったこともあったようです。

③ 発見後対応

a. ケースカンファレンス：関係機関の役割分担と飼い主への対応方針の決定

(関係者：地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、県保健所(動物愛護管理)、動物愛護ボランティア、法テラス弁護士等)

飼い主の生活支援のため、地域包括支援センターを中心に、居宅介護サービス、デイケア、社会福祉協議会等の関係者が集まるケースカンファレンスが定期的に行われており、飼い主の自己破産手続のため、日本司法支援センター(法テラス)の弁護士も参加していました。今回、飼い主の多頭飼育問題への対応の必要性が生じたことを受けて、県保健所と動物愛護ボランティアもケースカンファレンスに参加して、対応を協議することになりました。

譲渡が比較的容易な子猫は動物愛護ボランティアが譲り受けることとし、それ以外の動物については、経済状況も鑑みて、飼い主が管理可能な頭数（犬1頭、猫1～2頭程度）を残して保健所が引き取ることになりました。環境の急激な変化が認知症の進行に悪影響を与える可能性を考慮し、時間をかけて少しずつ引取りを行うことにしました。引取り手数料は、社会福祉協議会による家計管理支援のなかで事前に支出管理計画に組み込んで捻出することとなりました。一方、それ以上の繁殖を防ぐために繁殖可能個体の不妊去勢手術を速やかに行う必要がありましたが、引取り手数料のように費用を一度に捻出することができず、妊娠個体を優先して順番に施術することにしました。

b. 犬猫の譲渡・引取り

（関係者：地域包括支援センター、社会福祉協議会、県保健所（動物愛護管理）、動物愛護ボランティア、動物愛護団体）

飼い主への訪問指導は、新たな関係者を覚えることが難しい認知症の飼い主を混乱させないため、また、指導内容に一貫性を持たせるために、信頼関係ができていた地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所が担当することになりました。保健所からの助言を受け、地域包括支援センターの保健師と居宅介護支援事業所ホームヘルパーが、動物の数を減らす必要性を飼い主に説明し、所有権放棄の同意を得ました。

なお、近隣住民の苦情が飼い主に直接行くと塞ぎ込んでしまい食事をとらなくなるため、苦情は地域包括支援センターと保健所で受け、対応の進捗状況を近隣住民に説明することとしました。また、保健所が多頭飼育問題の解決に向けて対応していることを近隣住民に理解してもらうため、飼い主宅前に公用車を駐車する、屋外で飼い主と話をするなど、指導が行われていることが周囲にわかるような工夫がされました。

健康状態が悪化した個体や飼い主が給餌等の世話を忘れる個体が出たタイミングで、地域包括支援センターが動物愛護ボランティアと保健所に連絡し、引取り・譲渡を実施しました。最終的には、動物愛護ボランティアが猫8頭を譲受け、一般への譲渡を行ったほか、保健所は犬2頭、猫5頭を引き取り、譲渡適性判定に基づいて対応を行いました。不妊去勢手術については、動物愛護ボランティアが動物愛護団体から助成を受けることができたため、速やかに実施されました。

飼い主には動物を増やさないことを約束させ、特に愛着を持っていた犬1頭と不妊去勢手術をした猫1頭のみを手元に残しました。

④ 再発防止

（関係者：地域包括支援センター、居宅介護支援事業所）

飼い主は、犬猫を譲り渡したことを忘れてしまったり、以前と同様に野良猫に餌やりをしようとしたりすることがありますが、訪問した保健師やホームヘルパーが根気よく経緯を説明し片付けることで、動物を増やすことなく生活を維持することができています。

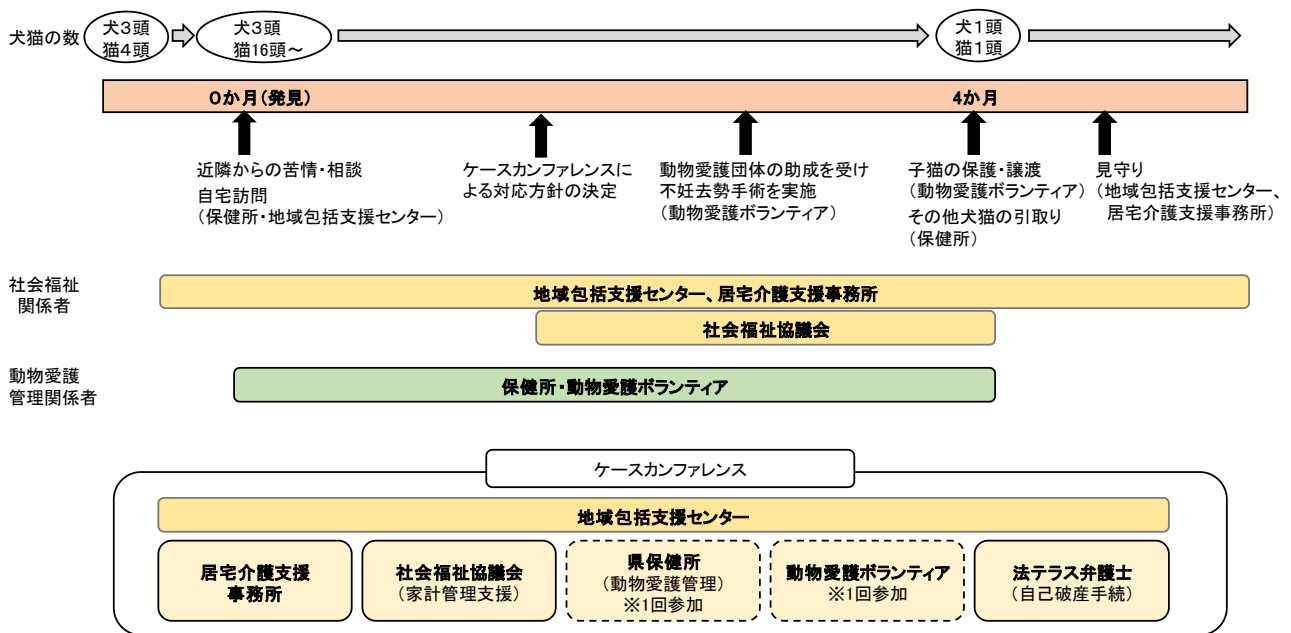


図 24 事例の経過

ポイント

本事例では、地域包括支援センターと居宅介護サービスの担当者が非常に積極的に関与したことが解決につながりました。飼い主との交渉に当たっては信頼関係の構築が重要ですが、その方法として、既存の信頼関係を活用することが有効です。飼い主が社会福祉関係のサービスを普段から受けており、信頼関係が構築されている場合、初めて飼い主と接触する部局の職員は、このような社会福祉関係者に同行するかたちをとると、相手から拒否されることなく円滑に交渉を進めることができるでしょう。多数の関係者がいる場合、個別の機関が飼い主に接触すると、飼い主を混乱させるおそれがあるため、状況に応じ、直接飼い主に対応する機関を絞ると良いようです。また、再発防止のために重要な見守り活動は、介護支援に携わる社会福祉関係者が担いました。

飼い主が認知症であった場合、飼育動物を急激に減らすことによる生活の変化のため、症状が悪化する可能性があります。本事例では、飼い主の状態に配慮し、事前にケースカンファレンスで関係者が減らす動物の範囲や対応を慎重に決めたことが円滑な多頭飼育問題の収束につながりました。

また、動物の引取りや不妊去勢手術実施前に、引取り手数料や不妊去勢手術費用の負担者及び負担方法について関係者と調整する必要があります。

近隣住民に対しては、地方自治体が対応していることを目に見えるかたちで示すとともに、進捗状況を説明する等配慮があると良いでしょう。

(6) 共感と連携—障害者による犬の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	犬約 10 頭等
飼い主	男性 (30 代) の一人暮らし。別居の親族がいる。
家の所有・状況	自宅はごみ屋敷状態で、飼い主は自宅では生活せず、ホテル等で暮らしていた。
経済状況	経済的には困窮していない。
飼い主の健康状態	精神疾患の病歴あり。数年間治療を受けておらず、社会福祉関係者から病状の悪化が懸念されていた。認知症の症状等は見られないが、意思疎通を図ることが困難であった。
発見から解決までの期間	約 3 か月
関係者	市障害福祉課、地域包括支援センター、 社会福祉協議会 、市相談支援事業所、市自立相談支援機関、 県保健所 (障害者福祉/動物愛護管理) 、 ペットショップ 、市生活環境部局 (廃棄物/公害)、 警察 、町内会、親族

① 背景

飼い主は 30 代男性です。家族との死別をきっかけに犬や物の収集をするようになり、ペットショップから犬を購入し、発見時には約 10 頭の犬を飼育していたことが確認されました。一方、所有した動物への執着心はそれほど強くなく、飼育している犬の数を把握していませんでした。なお、犬の世話については、給餌・給水のみ、飼い主からの依頼を受けた知人が行っていました。

② 発見

(関係者：県保健所 (動物愛護管理)、近隣住民、ペットショップ)

発見のきっかけは近隣住民から保健所へのごみ屋敷に犬がいるという苦情でした。また、ペットショップから同一人物が繰返し犬を購入するという相談がありました。保健所は、動物取扱業の監督の一環として、関係するペットショップへの立入検査を実施し、当該飼い主への販売状況を確認しました。併せて、販売前に行うこととなっている購入者への適切な飼育方法等に関する説明と動物の状態の確認を徹底するよう、ペットショップに依頼しました。

③ 発見後対応

a. 関係者間での会議の開催

(関係者：市障害福祉課、地域包括支援センター (保健師・看護師)、市相談支援事業所 (相談支援専門員)、社会福祉協議会 (相談支援包括化推進員)、市自立相談支援機関、県保健所 (障害者福祉/動物愛護管理)、市生活環境部局 (廃棄物/公害)、町内会)

飼い主に対する社会福祉的支援が必要な事案であると思われたため、保健所から社会福祉協議会へ相談したところ、関係者間で会議を開催することになりました。会議では、飼い主の障害者手帳や自立支援医療手続が更新されておらず、治療が必要であり措置入院の対象となりうること、近隣住民からの苦情や相談が警察や障害福祉課、町内会へ届いていることが共有されました。

b. 飼い主との接触・一部所有権放棄（関係者：社会福祉協議会）

その後、社会福祉協議会の担当者は飼い主宅を頻繁に訪問し、掃除を手伝ったり、犬の話をしたりして信頼関係を築きました。飼い方の指導の際、否定的な言い方をすると飼い主は攻撃的な態度になりましたが、「自分も動物が好き」という飼い主に共感するスタンスで話をしたところ、「保護」ではなく「譲り受ける」かたちで、4頭の犬の所有権が社会福祉協議会へ移されました。

c. 全頭所有権放棄

（関係者：社会福祉協議会、県保健所（動物愛護管理）、動物愛護ボランティア、警察、飼い主の親族）

発見から1か月半後、この問題を知った地域の動物愛護ボランティアから警察への働きかけがあり、飼い主、親族、警察の立会いの下、飼い主が犬の所有権を放棄することになりました。動物愛護ボランティア、保健所（動物愛護管理）、警察、社会福祉協議会、親族、給餌・給水を行っていた知人が飼い主宅を訪問し、残されていた5頭の犬を保護しました。本事案において保護された犬は全て子犬であったため、繁殖による個体数の増加はありませんでした。保護された犬は、動物愛護ボランティアと社会福祉協議会によって、県内外に譲渡されました。譲渡に当たっては、適正な飼育が行われるよう、地方自治体への登録、ワクチン接種、不妊去勢手術等を実施する条件をつけ、譲渡先は飼育経験者に限ることとしました。

d. 飼い主の入院（関係者：社会福祉協議会、保健所（障害者福祉）、警察、飼い主の親族）

全頭引取り後も、飼い主の治療のために継続的な説得が続けられました。最終的に、親族、社会福祉協議会、保健所（障害者福祉）、警察の立会いのもと、飼い主は入院することとなりました。発見から3か月後、親族が清掃業者に依頼し、飼い主宅の清掃を行いました。

④ 再発防止

現在、飼い主は退院して自宅で暮らしていますが、見守りをしている社会福祉事業者によれば、動物や物の収集癖は特に見られないということです。

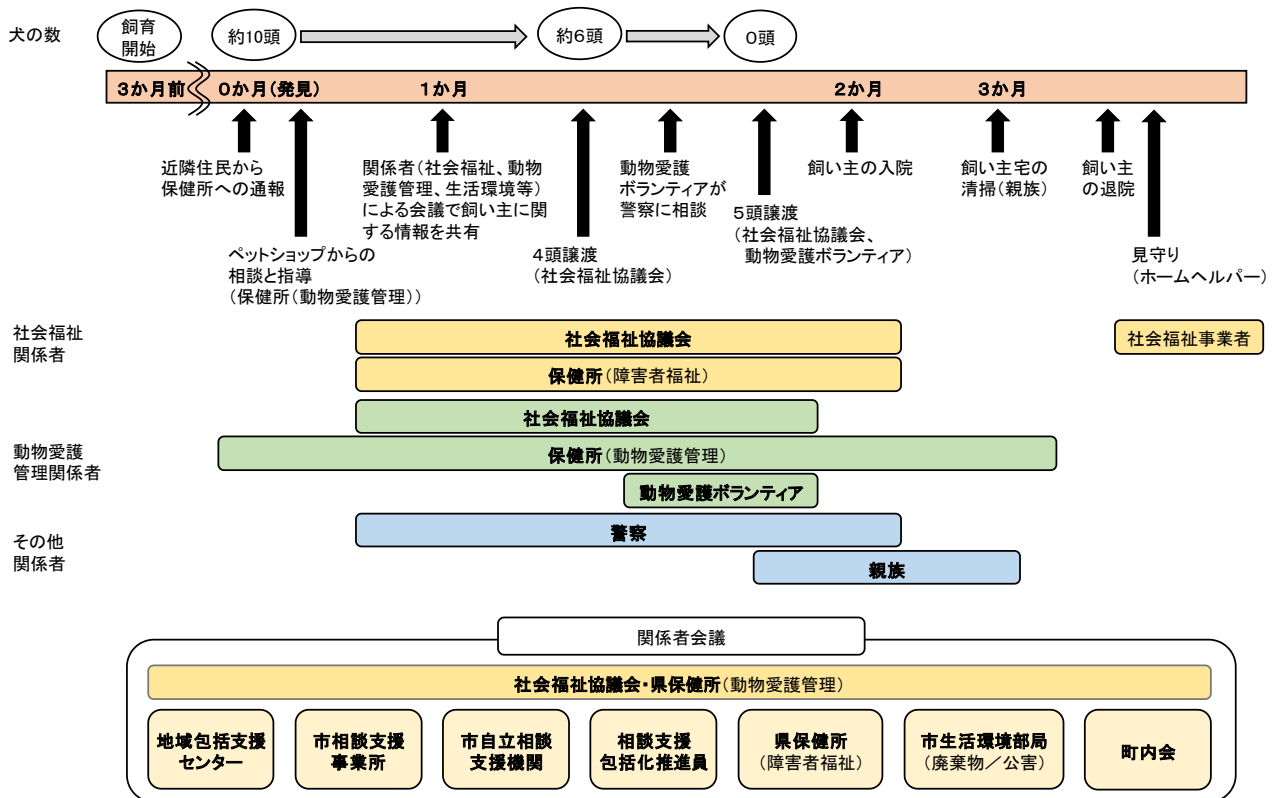


図 25 事例の経過

ポイント

飼い主が動物を入手する手段には、拾得や餌やり、譲受けのほかに、ペットショップ等からの購入があります。今回の事案では複数の店で購入されたため発覚しづらかったようですが、繰り返しの購入があるとペットショップからも保健所に通報がありました。飼い主と接点を持つペット関連事業者への協力依頼は予防・探知の有効な手段の一つとなるでしょう。

飼い主との交渉に当たっては、飼い主の考え方を理解することが重要です。否定や批判、責任の追及から入ると、関係構築がうまくいかなくなるおそれがあります。この事例では、飼い主の心情に寄り添い、共感を示すことで、円滑な所有権放棄につなげることができました。

本事例の解決には、社会福祉協議会による飼い主との交渉、動物愛護ボランティアの働きかけにより実現した警察の介入、飼い主の親族の協力が大きく寄与しました。また、過去の多頭飼育問題の対応経験を踏まえ、社会福祉協議会と保健所(動物愛護管理)、動物愛護ボランティアのゆるいつながりが保たれていたことで、速やかに情報共有を行い対応することができました。特に、保健所(動物愛護管理)と動物愛護ボランティアは普及啓発活動等で普段から協働していたことから、本事例の対応に当たってスムーズに連携することができました。

なお、本案件においては動物愛護ボランティアが保護譲渡に関する調整の一部を担いましたが、その他にも多頭飼育問題に関する相談が多数寄せられ、動物愛護ボランティアの負担となっていました。そのため、本自治体では保健所が多頭飼育問題の窓口となり、案件ごとに、緊急度、改善の可能性等の情報を整理し、動物愛護ボランティアのキャパシティを鑑みて、必要に応じ協力を依頼するようにしているとのこと。また、動物愛護ボランティアが二次的な多頭飼育問題に陥らないよう、保健所から犬猫を引き出す際には、動物愛護ボランティアにおける動物の収容状況を確認する等の取組を行っています。

(7) 強制退去—県営住宅における猫の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	猫 94 頭
飼い主	両親 (60 代) と子 (40 代) の 3 人暮らし。全員が飼育に関与していた。
家の所有・状況	住宅街にある県営の集合住宅 (ペット飼育禁止) に居住。近隣住民から悪臭に関する苦情がでていた。
経済状況	猫の引取り手数料を支払う余裕がなく、また、家賃、光熱費の滞納があったことから、経済的に困窮していたと考えられる。生活保護費の受給なし。
飼い主の健康状態	不明
発見から解決までの期間	2 年 4 か月
関係者	県衛生課、市動物愛護管理センター、県住宅部局、県営住宅の管理者

① 多頭飼育の状況

飼い主は、60 代の夫婦と同居する 40 代の子で、3 人とも猫の世話をしていました。猫の入手経路、入手時期は不明です。

② 発見 (関係者：県営住宅の管理者)

県営住宅 (ペット飼育禁止) の管理者に近隣住民から飼い主宅の悪臭に関する苦情が寄せられ、多頭飼育問題が発見されました。管理者はすぐに現地を訪問し、夫婦に指導を行いました。飼い主が飼育をやめると言ったことから、しばらく様子を見ることにしました。この時点で県営住宅の管理者は、猫が 10 数頭飼育されていることを確認しました。

③ 発見後対応

a. 頭数の減少 (関係者：県営住宅の管理者)

最初の発見から約半年後、県営住宅の管理者が再度訪問したところ、飼い主から 5 頭に減らしたと回答がありました。

b. 増加と再発の徴候 (関係者：市動物愛護管理センター、県営住宅の管理者)

最初の発見から 10 か月後、妻から市の動物愛護管理部局に猫 50 頭の引取り依頼がありましたが、その直後に夫から撤回の連絡がありました。本人が所有権放棄を撤回したことで、動物愛護管理部局は介入を取りやめ、実際に猫が 50 頭いたかは確認されませんでした。動物愛護管理センターは県営住宅の管理者に情報共有しました。

c. 再び悪臭に関する苦情 (関係者：県営住宅の管理者、県住宅部局)

猫の引取り依頼からさらに約 9 か月後、県営住宅を管轄する住宅部局に対し、多頭飼育に伴う悪臭について匿名の苦情が入り、住宅部局が飼い主に対して嚴重注意を行いました。

d. 県営住宅関係者と市動物愛護管理センターとの協力連携

(関係者：県の衛生課、市動物愛護管理センター、県営住宅の管理者、県住宅部局)

飼い主は県営住宅からの明渡し請求に応じなかったため、強制執行が断行されることになりました。主体は県住宅部局と県営住宅の管理者です。県の衛生課と住宅部局、県営住宅の管理者は、事前に市の動物愛護管理センターに、飼い主が猫を置去りにするおそれがあることから協力体制を組みたいと依頼しました。なお、事件になっていないことから警察の関与はありませんでした。

e. 強制執行断行、猫の処遇

(関係者：県営住宅の管理者、県住宅部局、市動物愛護管理センター)

強制執行時、猫は 94 頭になっていました。このとき、飼い主が書面により猫の所有権を放棄し、引取りを依頼したことを受け、全ての猫が動物愛護管理センターに引き取られ、もしくは動物愛護ボランティアに譲渡されました。飼い主は強制退去後連絡が取れなくなり、引取り手数料は県営住宅の管理者が負担しました。多頭飼育されていた猫が保護されたことが SNS 等で拡散されたことで、猫は動物愛護ボランティアに譲渡され、さらに一般家庭に譲渡されました。県営住宅側は猫の遺棄・虐待の疑いで飼い主を警察に告発しましたが、不受理となったようです。

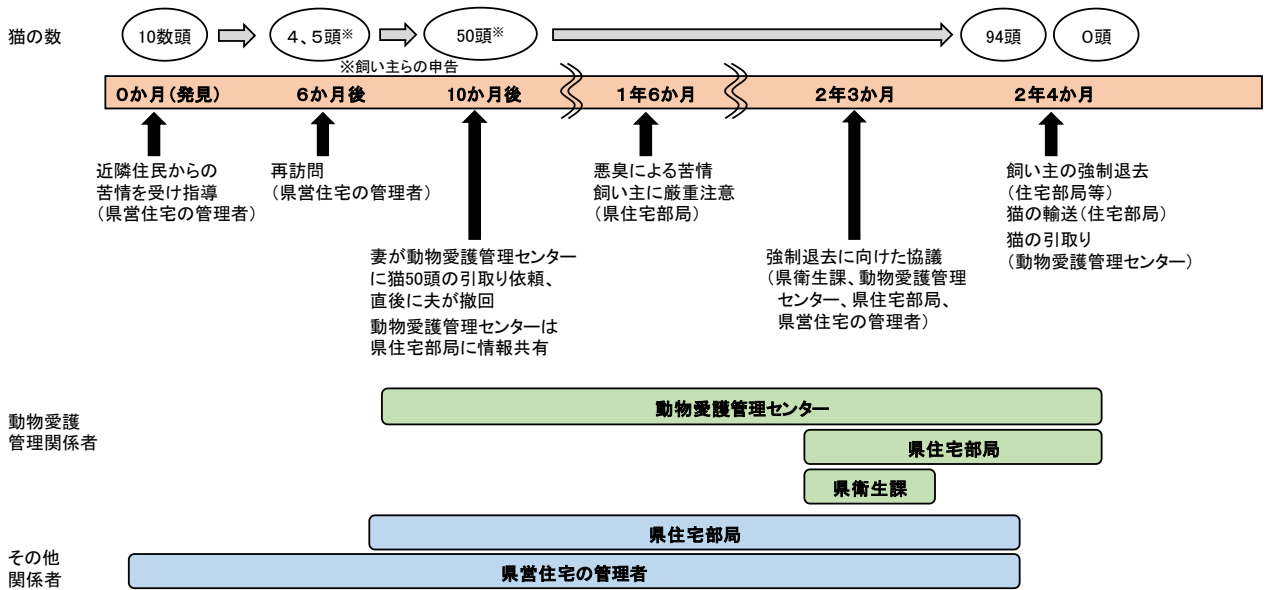


図 26 事例の経過

ポイント

本事例は県営住宅での案件であったことから、県営住宅の管理者や県営住宅を所管する県住宅部局が積極的に介入しました。多頭飼育問題は公営住宅においても発生する例があり、社会福祉部局のみならず住宅部局に多頭飼育問題に関する啓発を行うことで、頭数が少ないうちに発見し、早期に情報共有を図ることが望ましいでしょう。

猫の引取り及び譲渡については動物愛護管理センター、動物愛護ボランティアの協力により解決しました。引取り等に際しては、飼い主の意思を記録するため書面等を作成しておくことが重要です。

(8) 早期解決—市営住宅における猫の多頭飼育問題事例

<概要>

飼育動物	猫 12 頭
飼い主	女性 (30~40 代) の一人暮らし。別居の姉がいる。
家の所有・状況	市営の集合住宅 (ペット飼育禁止) に居住。
経済状況	生活保護を受給していた。就業状況は不明。
飼い主の健康状態	明確な精神的、身体的、知的障害は認められなかった。
発見から解決までの期間	6 か月
関係者	市社会福祉部局、市動物愛護管理センター、市住宅部局

① 背景

飼い主は 30 代から 40 代の女性です。明らかな障害は認められませんでした。コミュニケーションに多少難がみられました。野良猫を拾ってきたり、動物愛護ボランティアから譲り受けたりして、発見時には 12 頭まで増えていました。

② 発見 (関係者：市動物愛護管理センター、市住宅部局)

発見のきっかけは、悪臭と猫の鳴き声に関する近隣住民からの苦情でした。ペット飼育禁止の住宅で猫を飼育したことを理由に、飼い主に対して市営住宅からの退去が要請されました。

③ 発見後対応

a. 飼い主宅への訪問 (関係者：市社会福祉部局、市動物愛護管理センター、市住宅部局)

動物愛護管理センターの担当者 2 名で飼い主宅を訪問しましたが、応答がなかったためメモを残しました。その後も連絡はとれず、1 か半月後、市の住宅部局と社会福祉部局、動物愛護管理センターの三者で再度飼い主宅を訪問しましたが、応答はありませんでした。

b. 関係者間の打合せと飼い主宅の再訪問 (関係者：市社会福祉部局、市動物愛護管理センター、市住宅部局)

発見から 3 か月後、再訪問を前に、市住宅部局と動物愛護管理センターで打合せを行いました。市社会福祉部局が飼い主との接触の機会を得るため生活保護費を窓口払いとしたこと¹⁴、市住宅部局が飼い主に対する明渡通知を発行し訴訟を提起する準備を進めているが円満解決を望んでいること、飼い主の転居先としてペット可の市営住宅を探していること¹⁵、連帯保証人である飼い主の姉に立会いを依頼していることが情報共有され、再訪問時の役割分担等を決めました。

再訪問に当たっては、市住宅部局と動物愛護管理センターに加えて市社会福祉部局のケースワーカーが同行し、姉の立会いのもとで話し合いが行われました。姉や市社会福祉部局のケースワーカーが同席していたことで、飼い主との面会、円滑なコミュニケーションが可能になりました。動物愛護管理センターは、現在の猫の飼い方が不適切であることや、適切な飼い方について、飼い主がわ

¹⁴ 実際には飼い主が市社会福祉部局を訪問しなかったため、飼い主宅訪問時に振込停止分の生活保護費を支給しました。

¹⁵ 通常、市住宅部局が退去する住人の転居先を探すことはありませんが、この事例では、当該住宅の指定管理者 (市住宅部局が委託者) の協力により候補物件を探すことができました。

かるように丁寧に説明しました。退去にあたって、住宅部局が新しい物件探しに協力することを申し出ましたが、ペットの飼育可能頭数は1～2頭まで、不妊去勢手術の実施が入居の条件となっていました。1頭について不妊去勢手術を実施し、残り11頭の猫を動物愛護管理センターが引き取ることとなりました。引取りの手續及び引取り後の猫の取扱いについては事前に飼い主及び姉に説明し、引取りの手数料及び不妊去勢手術の費用は姉が負担することとなりました。

c. 飼い主の転居と猫の引取り（関係者：市動物愛護管理センター、市住宅部局）

多頭飼育の発見から6か月後、市住宅部局が用意したペット可の市営住宅に飼い主が転居しました。転居に当たって、猫の引取りが行われ、その後、譲渡適性に応じて、譲渡もしくは殺処分されました。飼い主の手元に残した猫には不妊去勢手術が施されました。

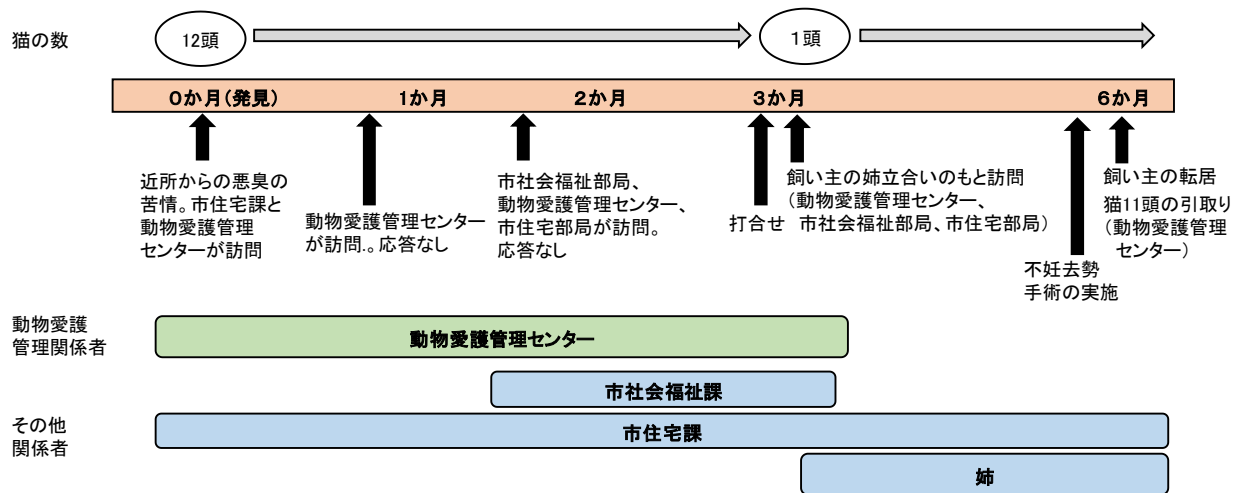


図 27 事例の経過

ポイント

事態が深刻化する前に対処することができた理由の一つとして、ペット飼育禁止の住宅であったため、猫の数が比較的少ないうちに対応されたことが挙げられます。関係部局との連携、キーパーソンである飼い主の姉との調整においては、住宅管理部局が主導的な役割を果たしました。住宅部局や動物愛護管理センターからは飼い主と連絡をとることができませんでしたが、市社会福祉部局は飼い主と接触することができ、生活保護費の支給方法の調整や、ケースワーカーの立会い等によりコミュニケーションの円滑化に寄与しました。

また、市の動物愛護管理センターでは、飼い主がペットロス（ペットを失うことによる精神的・身体的不調）に陥るおそれもあることから、多頭飼育問題の対応に当たっては、状況に応じて、飼い主の手元に一部の動物を残すことがあるそうです。